

テーマ： 4月のCPIは下振れ？（消費税とCPI）

～消費税の「経過措置」により、一部品目では5月分から値上げが反映される～

発表日：2014年2月12日（水）

第一生命経済研究所 経済調査部

担当 主席エコノミスト 新家 義貴

TEL:03-5221-4528

要旨

- 4月に消費税率が3%引き上げられると消費者物価指数は2%押し上げられると言われることが多いが、実際には、4月分のCPIが即座に2%押し上げられるわけではない。
- 電気代など一部の品目では、消費税率引き上げに際して経過措置がとられており、2014年4月に使用したものであっても旧税率が適用される場合がある。なお、総務省では、経過措置がとられる品目について、14年4月のCPIには旧税率を適用し、5月から新税率を適用するとしている。
- 経過措置対象品目がCPIコアに占めるウェイトは10.3%。3%の増税によるCPIコアへの寄与度は0.3%ポイント程度になる。つまり、消費税率引き上げによって想定される2.0%分のCPIコア押し上げ分のうち、4月分に反映されるのは1.7%のみであり、残りの0.3%ポイント分の反映は5月分に持ち越される。
- この取り扱いを理解しておかないと、4月分のCPI発表時に、CPIが下振れたと誤って受け止めかねない。この場合、誤解に基づく形で金融緩和期待が高まるリスクがある。こうした混乱を招かないよう、統計利用者は正確な理解を心がける必要がある。

○ 4月分のCPIが、増税によって即座に2%押し上げられるわけではない

一般に、「4月に消費税率が3%引き上げられると、消費者物価指数は2%押し上げられる」と言われる。これは、家賃や診療代などの非課税品目を除いた上で、課税品目すべてに完全に価格転嫁されると仮定して機械的に計算した値である。日本銀行がこの値を採用しており、筆者を含む多くのエコノミストがこの値を前提に経済見通しを作成している。

ただ、注意したいのは、4月分のCPIが即座に2%押し上げられるわけではないことだ。この点は、多くのエコノミストに誤解されているように思われる。実際には、一部の品目においては消費税による値上げ分が、（4月分ではなく）5月分のCPIから反映されるため、4月分での押し上げ幅は2%に達しない見込みだ。このことを理解しておかないと、4月分のCPIが公表された時に、「予想よりも下振れた」と誤って受け止めかねない。

○ 消費税の経過措置にご注意。CPIへの増税分反映は5月へ一部ずれ込む

ポイントになるのは、消費税の「経過措置」だ。経過措置とは、消費税率引き上げのタイミングをまたぐ一部の取引において、消費税率引き上げ後であっても旧税率が適用されることを言う。具体的には、電気、ガス、水道料金、電話料金などが対象になる。

例えば、検針日が2014年3月20日と4月20日である電気料金のケースを考えてみよう。本来であれば、3月に使用した電気代については旧税率、4月に使用した分については新税率が適用されるはずなのだが、実際問題として、月に一度の検針では、どこまでが3月に使用し、どこまでが4月に使用したもののかが区別できない。そこで、4月20日の検針分については旧税率を適用するとされ、新税率の適用は次回5月20日の検針からとなる。これが経過措置だ。

問題は、これをどうC P Iに反映させるかである。前回 1997 年 4 月の消費税率引き上げの際には、C P I へは段階的な反映が行われた。つまり、経過措置分について、97 年 4 月のC P I に値上げ分の一部を反映、残りを 5 月分に反映する形をとった。

だが総務省は、2014 年 4 月の引き上げに際しては、経過措置分のC P I 反映について取り扱いを変更している。具体的には、「電気代」「都市ガス代」「プロパンガス」「固定電話通信料」「携帯電話通信料」については、「経過措置を踏まえ、平成 26 年 4 月の指数は旧税率を適用し、5 月から新税率を適用する」としている¹。つまり、4 月分についてはこれらの品目の増税分は一切反映されないということだ。また、「水道料」「下水道料」「し尿処理手数料」については、各自治体の条例により料金改定が行われるため、条例の中で経過措置が定められている場合は、その期間において旧税率に基づく価格を採用するとしている。その他、「航空運賃」についても、旧税率が一部適用されるようだ²。

これら 9 品目合計で、C P I コアの 10.3%を占めるほどのウェイトがあり、影響は馬鹿にならない。具体的には、3 %の増税が実施された場合、これら 9 品目のC P I コアへの寄与度は 0.3%ポイント程度になる。つまり、消費税率引き上げによって想定される 2.0%分のC P I コア押し上げ分³のうち、4 月分に反映されるのは 1.7%のみであり、残りの 0.3%ポイント分の反映は 5 月分に持ち越されることになる⁴。

このことを理解しておかないと、4 月分のC P I 公表日には「下振れ!」、経過措置分が反映される 5 月分では「上振れ!」と誤解し、右往左往することになる。特に 4 月分のC P I については注目度が高いため、仮に下振れと判断された場合、誤解に基づく形で金融緩和期待が高まりかねない。こうした不幸な事態は避けなければならない。あくまで技術的な要因ではあるが、影響が大きいため、統計利用者は正確な理解を心がけたい。

経過措置等の対象となる消費者物価指数の品目一覧

品目	消費者物価指数での取扱い
電気代	経過措置を踏まえ、平成26年4月の指数は旧税率を適用し、5月から新税率を適用する。
都市ガス代	
プロパンガス	
固定電話通信料	
携帯電話通信料	
水道料	改正条例の中で経過措置が定められている場合は、その期間において旧税率を適用する。
下水道料	
し尿処理手数料	
航空運賃	航空運賃指数算出の際に用いる、普通運賃、往復割引運賃及び最安割引運賃のうち、平成26年3月までに購入される最安割引運賃部分については、旧税率を適用する。

(出所)総務省HP

(注)携帯電話通信料については、一部事業者を除く

¹ 携帯電話通信料については、一部の通信事業者を除く。

² これらのほかにも、請負工事、通信販売、資産の貸付などの取引にも経過措置がある。これらは、2013 年 9 月 30 日までに契約等を行った場合、旧税率が適用される。ただし、これらの取引については、C P I には影響がない。

³ ここでは、経過措置分を除く課税品目については、4 月に完全に価格転嫁されると仮定している。

⁴ 正確には、水道料金などは 2 ヶ月に一度の検針の場合が多いため、6 月分まで反映が遅れる可能性がある。また、航空運賃についても 6 月まで反映が遅れる可能性がある。